

無形文化遺産としての「食」

その序説（三つの例から）

ボルテール・ガルセス・カン（倫理研究所専門研究員）

はじめに

昨今、世界遺産・文化遺産ブームはさらなる盛り上がりを見せている。日本のみではなく、世界各地において国や自治体、民間の団体などが競争し合い、自らの地域における歴史的建造物や文化的景観、または伝統文化の各種文化遺産リストへの登録の認定要求を国際連合教育科学文化機関（以下、ユネスコ）に相次いで試みている。さらに各国においては、ユネスコを模範にした文化遺産の登録システムも続々とつくられ、国ごとの文化遺産の認定や指定、そして保護活動も盛んに実行されている。日本では国による文化財登録システムが古くから存在し、かつ一般的にも認識されており、そのシステムはユネスコの影響を受けながらも独自に発達している⁽²⁾。

こうした「遺産」に対する世界的な興味の拡大に伴い、遺産そのものの種類も多様化し、件数も増加してきた。その結果、「遺産」としての代表例である「文化遺産（イギリスの環状列石ストーンヘンジなど、主に建造物）」や「自然遺産（オーストラリアのグレート・バリア・リーフなど）」のほかに、今では「演劇（カンボジアの『クメールの影絵劇』など）」・「手工芸（リトアニアの『十字架の手工芸とその象徴』など）」・「歌（フィリピンの『イフガオ族の歌フドフド』など）」といったものも世界的文化遺産としてユネスコから正式な認定を受けている。前者二件はユネスコ本来の「世界遺産リスト」に含まれているのに対し、後者三件は二〇〇八年に新しく採択された「人類の無形遺産の代表的な一覧表」に掲載されている⁽³⁾。

世界遺産と命名されたものは形あるいは地理的位置が特定できるのに対し、無形文化遺産の場合はその名前のおり、形が定かではなく、また物質的な要素と範囲が不明瞭な部分もある。無形文化遺産として数多く認められている「祭り」の例を見ると、それはある地域で定期的に行なわれているとはいえるものの、移動が可能な遺産でもあり、祭りで使われている物よりその行為が本質とされている。言い換えれば無形文化遺産は、建造物・自然の形状、景観というような世界遺産とは異なり、ある特定の、境界線が明確な場所にとどめることが不可能な、物質的に取り扱いにくい特徴を持っているのである。そのため、無形文化遺産の定義は難しく、ユネスコ内においても未だ論争の基になっている。「

「無形文化遺産」とは、いったいどんなものを表しているのだろうか、という問題に対しては、明確な解答はないようである。「無形文化遺産」という概念が曖昧だからこそ、上述の演劇や手工芸の例以外にも、バヌアツの「砂絵」とか、ウガンダの「樹皮生地制作」、エストニアの「キーヌ島の文化的空間」といったものが「人類の無形遺産の代表的な一覧表」に掲載され、地域が誇るべき遺産としてみなされるようになった。

また近年の大きな動きとして、これらの無形文化遺産の仲間入りを果たしたいと目論まれているカテゴリー「食」である。最近、いろいろな国が自らの料理または食文化をユネスコの無形遺産リストへの掲載を追求するようになったのである。しかし、「食」は無形文化遺産になれるのであろうか。「食文化」は無形文化遺産として認めるべきなのであろうか。

当論文は、「食」あるいは「食文化」を世界の無形文化遺産にしようとする代表的な国の働きに焦点を当て、食を無形文化遺産に認定する場合の是非について論じる。特に、近年ユネスコに対して、国の料理と食事法を正式な認定として要求している国々、メキシコ・フランス、そして地中海沿岸四ヵ国のグループ（スペイン、イタリア、ギリシアとモロッコ）の主張を調査し、無形文化遺産としての食における課題を考察していきたい。